

水郷潮来市まちづくり計画 (後期再延長計画)

平成29年3月

茨城県潮来市

目 次

I 水郷潮来市まちづくり計画 後期計画の策定・延長・再延長について	1
1 後期計画の策定・延長・再延長趣旨	1
2 水郷潮来市まちづくり計画の構成と期間、後期計画の策定・延長・再延長手続き	2
(1) 計画の名称・構成	2
(2) 計画の策定内容及び期間	2
(3) 計画の策定・延長・再延長手続き	2
3 水郷潮来市まちづくり計画 後期計画の性格	3
(1) 後期計画の性格	3
(2) [IV 建設計画]と[VI 財政計画]との関係	3
4 水郷潮来市まちづくり計画 後期計画の課題	4
(1) 前期計画の取り組み	4
(2) 持続的なまちづくりへ(後期計画への課題)	4
 II 潮来市の概況	6
1 位置と地勢	6
2 人口と世帯	7
3 経済と産業	9
 III 建設の基本方針	10
1 建設の目標	10
2 まちづくりの方向	11
3 土地利用構想	12
(1) 4つのゾーンごとの土地利用方針	12
・土地利用構想図	13
 IV 建設計画	14
1 都市基盤の整備	15
2 生活環境の整備	18
3 教育・文化の振興	21
4 保健・医療と福祉の充実	23
5 産業の振興	26
6 コミュニティの推進	29
7 行財政の効率化	30
 V 公共施設の統合整備	32
 VI 後期(再延長)財政計画	33

I 水郷潮来市まちづくり計画 後期計画の策定・延長・再延長について

1 後期計画の策定・延長・再延長趣旨

潮来市は、「水辺などの自然を活かし、さまざまなふれあいのある、住民が豊かさを実感できるまち」を目標に掲げた『水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画』を、平成12年12月に策定し、平成13年4月に合併、基礎自治体として15年が経過した。

平成18年3月に名称を『水郷潮来市まちづくり計画』に改め、後期計画を策定。さらに平成24年3月に、震災復旧等を踏まえつつ、後期計画の5年間延長を定めた、後期延長計画を策定した。

この間の市政運営は、本計画を包括する形で、平成15年9月に、その基本となる『潮来市第5次総合計画 後期基本計画』を改訂、平成21年3月に『潮来市第6次総合計画』、平成26年3月には『潮来市第6次総合計画 後期基本計画』を策定し、「地域、住民の一体性の形成」を前提としつつ、まちづくりを進めてきた。

これまでの間、潮来市が先導的に取り組んだ新たな地域づくりの道筋は、行財政改革の有効な手段としても標準化され、大きく変化を遂げた周辺自治体との連携、さらには、少子高齢化の一層の進行、高度情報化や地方分権の急速な進展、地域防犯や防災などへの対応から、自治体に求められる役割の変化や住民参画の必要性が益々重要になってきている。

合併後『水郷潮来市まちづくり計画』をすすめてきたが、平成23年3月11日に『東北地方太平洋沖地震』が発生し、潮来市も特定被災区域に指定されるなど、日の出地区の液状化被害をはじめとして、甚大なる被害を受け、『東日本大震災』からの復旧・復興の業務に注力せざるを得ない状況となった。

こうした中で、本計画における平成18年度からの後期計画が、平成23年度をもって終了する予定であったが、計画事業の震災による遅れや復旧状況を踏まえつつ、平成24年3月に、「後期計画」の5年間延長を定めたところである。

しかしながら、日の出地区の液状化対策をはじめ、様々な分野で震災復旧・復興事業を優先的に実施してきたため、遅れている本計画事業を進めていく必要があることから、平成28年度までの「後期延長計画」を、更に平成33年度まで5年間の再延長を定めるものである。

2 水郷潮来市まちづくり計画の構成と期間、後期計画の策定・延長・再延長手続き

(1) 計画の名称・構成

これまでの「水郷潮来・牛堀合併まちづくり計画」の名称を、『**水郷潮来市まちづくり計画**』に改める。
構成は、21世紀を展望した長期的な視野に立った【**Ⅲ 建設の基本方針**】、それを実現するための【**Ⅳ 建設計画**】、【**Ⅴ 公共施設の統合整備**】及び【**Ⅵ 財政計画**】で構成する。

(2) 計画の策定内容及び期間

計画期間を、平成13年度から平成23年度までの11ヶ年とし、平成17年度までの5年間を前期計画、平成18年度から平成23年度までの6年間を後期計画、平成24年度から平成28年度までの5年間の**後期延長計画**を、さらに平成33年度まで5年間延長する。

策定計画は、【**建設の基本方針**】を踏まえ、後期延長5ヶ年の【**建設計画**】及び【**財政計画**】の5ヶ年再延長計画とする。

(3) 計画の策定・延長・再延長手続き

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」)第5条第7項及び第8項の規定(市町村計画の変更)に基づき、策定・延長は、潮来市が茨城県知事協議、市議会の議決を経て決定するものである。

3 水郷潮来市まちづくり計画 後期計画の性格

(1) 後期計画の性格

本計画の策定は、「地域、住民の一体性の形成」と、さらなる「住民福祉の向上」を目指し、市の最上位計画となる潮来市第5次総合計画を基本とした。

また、国・県事業の誘導や合併特例債の活用など、合併特例法に基づく様々な財政措置や合併のメリットを享受するための根拠計画となるものであり、建設計画期間11ヶ年のしめくくりの計画として、積極的に各施策・事業の登載を行った。

(IV)建設計画における[基本方向]及び[施策の方針]は、今後の施策展開の中で取り組むべき方向を示したガイドライン的性格とする。これを踏まえた[具体的施策]は、合併することで必要になる施策や一体的に継続して実施する施策などについて取捨選択し、計画期間内での取り組み、実現を目指す実効的な中期計画として策定したものである。

(2) [IV 建設計画]と[VI 財政計画]との関係

「財政計画」は、「建設計画」の推進にあたって、必要となる財源の見通しとその年次別の重点的・効率的配分など、計画的な行財政運営を図る指針とするものである。

建設計画の事業化にあたっては、年次ごとの実施計画等をローリングしつつ、計画の進行管理を実施する。

また、課題等が変容した場合は、当然ながら計画内容の見直しなど、柔軟な計画運用を図るものとする。

4 水郷潮来市まちづくり計画 後期計画の課題

(1) 前期計画の取り組み

「適正な行政運営の規模づくり」を背景に、水郷潮来市まちづくり計画「序論」において、以下の合併の必要事由を提起している。

- ① 生活圏の拡大と一体化に伴う効率的・計画的な行政の実現
- ② 地方分権の進展と行財政基盤の強化
- ③ 鹿行地域の地方中心都市の形成

これを踏まえ、「合併を手段とした、行政の効率化による基盤の強化を図りつつ、真に住民福祉の向上」が求められた前期の市政運営は、国・県の集中的な合併支援措置（合併補助金、交付税措置、合併特例債等）や行財政改革大綱を踏まえつつ、合併記念事業となる「市立図書館建設」をはじめ、道路等の都市基盤や生活環境の整備、教育・福祉など各施策・事業の推進を図り、広く住民生活の向上が見られている。

(2) 持続的なまちづくりへ（後期計画への課題）

市政運営は、様々な構造変化の進展（少子・高齢化、情報化、地方分権など）に起因する行政ニーズの多様化や高度化、そして景気の低迷や国の構造改革（三位一体改革など）などにより、経営資源（特に財源）の制約に直面しつつ、周辺を含めた各自治体の再編が一段落した今、さらなる行財政改革の推進と住民参画を促進しつつ、新たな地域間競争のまっただ中にある。

（課題認識）

潮来市の広域的な位置づけや期待は、再編が進む中ではあるが、引き続き利便性の高い広域交通網や水資源を活かした観光・交流拠点の形成、そして鹿島臨海工業地帯の一翼を担う地域連携などとしていく必要がある。

さらに、第5次総合計画策定時における住民意識における要請は、「住みやすい」としながらも、継続的な背景課題として、就職の機会の確保・拡充が挙げられている。

基幹産業である、農業、観光などの総合的な振興策のほか、企業立地環境の整備等、民間活力を誘導する土地利用を進めていくことが必要になっている。

そして保育、介護の社会化、地域の安心・安全な日常生活空間の確保や地域コミュニティの醸成などから、公共空間に対する新たな意識や公共サービスへの新たな期待も生じるなど、これら多様化・高度化する行政サービスへの対応にも、新たな仕組みづくりが必要になっている。

そうした中で、住民の負担と選択に基づいた、個々の地域にふさわしい総合的公共サービスを主体的に提供する「分権型システム」への転換や、官と民の関係では、「指定管理者制度」の創設に代表されるように、住民団体やNPO、企業など、地域の様々な主体が、公共機能の担い手として関わる「新しい公共空間」の形成事例も台頭しつつある。

特に、量から質、フローからストック（地域資源：人、施設、自然等）への転換が本格化しつつあり、成長期に蓄積したストックの活用は、地域再生のための重要なファクター（要素）となる。そのための市民力が試される時代であることも踏まえねばならない。

都市機能の成熟化が進む一方、いよいよ人口減少が顕在化し、都市基盤の充実する潮来市のまちづくりの課題は、[定住の促進]に他ならない。

後期は、これまでの構造変化や地域防犯、防災、都市計画などの課題が、より鮮明な形となる。今後の景気回復に大きく期待をしつつ、建設計画期間11ヶ年のしめくくりの計画として、これらの課題認識を踏まえ、積極的に各施策・事業の登載を行った。

計画内容は、これまでの都市基盤や生活環境、教育・福祉などの継続的な事業に加え、新たに雇用機会の確保や企業立地の推進、子育て支援や総合的産業ともなる観光・交流の振興としても期待する「水郷潮来の拠点づくり(前川周辺地区整備)」への積極的な対応を位置づけることとした。

また、今後の市政運営の基本原則を以下とし、持続的なまちづくりに努めるものである。

〰〰〰 定住の促進 〰〰〰

[自主財源の確保] = 企業立地の促進(雇用機会の確保)。

[行財政改革の推進] = ストック《地域資源:人、施設、自然等》の有効活用。

[住民参画の促進] = 新たな公共空間の形成促進。

市政運営は、引き続き[建設の基本方針]を十分踏まえつつも、総合計画に基づく一つの自立した基礎自治体として、行政、住民、国や県及び関連組織等の関係機関が相互連携しつつ、真に地域の発展と住民福祉の向上を目指すという認識を、改めてそのすべてが共有するものとする。

Ⅱ 潮来市の概況

1 位置と地勢

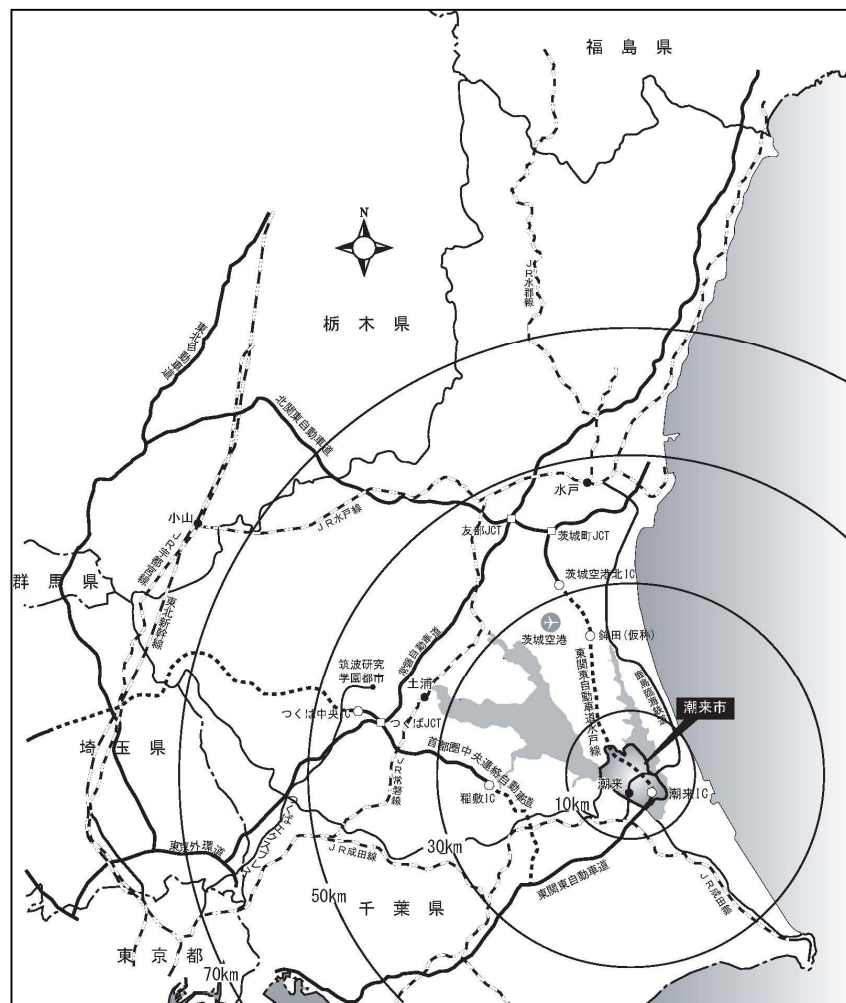
潮来市は、茨城県東南部に位置し、北側は行方市に隣接しており、南側は神栖市、東側は鹿嶋市、西側は千葉県香取市に面している。

潮来市の位置は、概ね東経140°30′ から140°36′ で、北緯35°54′ から35°59′ にあり、面積は、71.41km²である。

東西が約12km、南北が約13kmであり、北部には海拔約30mから40mの行方台地が南北に続き、東部は北浦に面し、西部は霞ヶ浦と常陸利根川、南部は外浪逆浦というように水辺に囲まれた自然豊かな地域である。

気候は、四季を通じて穏やかで、夏涼しく冬暖かな海洋性の気候を有している。

●位置図



潮来市の位置

2 人口と世帯

平成27年の国勢調査による総人口は29,111人で、昭和30年の人口25,345人に比べ、約1.1倍の伸びを示している。平成2年からの5年間では、年平均254人の増加が見られるものの、平成7年からの5年間では、年平均37人の減少、平成12年からの5年間では、年平均84人の減少、平成17年からの5年間では、年平均198人の減少、平成22年からの5年間では、年平均284人の減少となっており、人口減少が顕在化している。

世帯数は、平成27年が10,547世帯で、昭和30年の4,492世帯に比べ、約2.34倍の伸びを示している。

1世帯当たりの人口は、平成27年は2.76人で、平成17年の3.13人、平成22年は2.94人に比較して年々核家族化の進行がうかがえる。

年齢階層別人口は、平成27年は年少人口が11.5%、生産年齢人口が59.5%、老年人口が28.4%となっており、平成22年当時と比較すると、年少人口の減少に対し老年人口の増加傾向がうかがえ、少子・高齢化が進展している。

就業者人口は、平成22年は第1次産業就業者が4.5%で、第2次産業就業者が30.3%、第3次産業就業者が62.1%となっており、年々第1次・第2次産業就業者が減少する一方、第3次産業就業者の増加が見られている。

※ 就業者人口については平成27年の国勢調査結果が未出のため、平成22年の数値を引用した。

人口と世帯の推移

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総 人 口	30,863	32,133	31,944	31,524	30,534	29,111
世 帯 数	8,612	9,374	9,862	10,086	10,384	10,547
1世帯当りの人員	3.58	3.43	3.24	3.13	2.94	2.76

年齢3区分別人口の推移

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総 人 口	30,863	32,133	31,944	31,524	30,534	29,111
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口0～14歳	6,149	5,823	5,195	4,496	3,873	3,341
(%)	19.9	18.1	16.3	14.3	12.7	11.5
生産年齢人口15～64歳	20,759	21,731	21,232	20,594	19,419	17,331
(%)	67.3	67.6	66.5	65.3	63.6	59.5
老年人口65歳以上	3,716	4,579	5,517	6,424	7,194	8,253
(%)	12.0	14.3	17.3	20.4	23.6	28.4
年 齢 不 詳	239	0	0	10	48	186
(%)	0.8	0.0	0.0	0.0	0.2	0.6

産業別就業者人口の推移

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
就 業 者	14,793	15,335	16,241	16,123	14,916	14,884
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第 1 次 産 業	1,805	1,183	910	851	665	675
(%)	12.2	7.7	5.6	5.3	4.5	4.5
第 2 次 産 業	5,361	5,779	5,854	5,588	4,825	4,504
(%)	36.2	37.7	36.0	34.6	32.3	30.3
第 3 次 産 業	7,590	8,329	9,450	9,492	9,014	9,239
(%)	51.3	54.3	58.2	58.9	60.4	62.1
分 類 不 能	37	44	27	192	412	466
(%)	0.3	0.3	0.2	1.2	2.8	3.1

3 経済と産業

(1) 経済規模

平成 25 年度の市内総生産は 795 億円で、比較が可能な昭和 50 年度の 258 億円に比べ、約 3.1 倍の伸び(=経済成長率)を示している。この間、平成 12 年度から同 15 年度にかけて 830 億円を超えていたが、平成 2 年度から同 11 年度の間及び平成 16 年度以降は 700～800 億円で推移している。

(2) 市民所得

平成 25 年度の市民所得は 741 億円で、比較が可能な昭和 50 年度の 244 億円に比べ、約 3 倍の伸びを示している。この間、平成 4 年度から同 9 年度にかけて 800 億円を超えていたが、平成 2 年度から同 3 年度の間及び平成 10 年度以降は 700～800 億円で推移している。

市町村民所得を全人口で除した一人当たり市民所得は、平成 25 年度が 250 万 1 千円で、比較が可能な昭和 50 年度の 88 万 9 千円に比べ、約 2.8 倍の伸びを示している。この間、平成 6 年度に 268 万 1 千円となった以降は減少に転じ、平成 11 年度から同 23 年度にかけて 220～230 万円台で推移した後、平成 24 年度 248 万 3 千円、平成 25 年度 250 万 1 千円と増加している。

(3) 産業構造

平成 25 年度の産業構造を平成 25 年度の市民経済計算でみると、第 3 次産業が 525 億円と最も多く全産業の3分の2を占め 67%となっている。次いで、第 2 次産業が 240 億円で 30%、第 1 産業が 25 億円で 3%となっている。

産業構成比を経済活動別に昭和 50 年度と平成 25 年度とを比較すると、構成比が最も拡大したのは、持ち家の帰属家賃の上昇によるところが大きい不動産業を除くと、製造業が 13%から 20%と 7 ポイント拡大、次いで、サービス業が 11%から 17%と 6 ポイント拡大している。一方、最も構成比が縮小したのは建設業で、24%から 11%と 13 ポイント縮小している。次いで、農業が 12%から 3%と 9 ポイント縮小している。

Ⅲ 建設の基本方針

1 建設の目標

21世紀を迎え、今日の社会情勢は、経済の長期低迷、少子高齢化の進展、地球環境問題の深刻化、高度情報化社会の到来、さらには地方分権等大きな変革の時代を迎え、基盤のしっかりした自治体が求められている。

このような中で、長い歴史と文化を共有し、豊かな水辺などの自然に囲まれて、共に発展してきた潮来町と牛堀町が合併して誕生した潮来市は、茨城県鹿行地域の地方中心都市として、鹿島臨海工業地帯と相互に都市機能を分担する必要がある。

このため、潮来市は、水辺などの豊かな自然や交通の結節点としての位置をまちづくりに活かし、今後ますます多様化、高度化する住民の行政需要に的確に応えるため、都市基盤や生活環境の整備、教育・文化の振興、保健・医療と福祉の充実、産業の振興等の施策を積極的に推進する必要がある。

そこで、潮来市のまちづくりでは、住んで、遊んで、働いて、交流する活気に満ちたまちづくりを実現するとともに、「住民と自然」「住民と交流者」というような多様な交流を活性化の手段として大切にしている。

このようにして、潮来市は、市民の参画と協働によるまちづくりを基本とし、「10年後もこの潮来市で暮らしていきたい」と、心から思っただけのために

「 豊 かな 自 然
あ ふ れ る 元 気
み ん な で つ く る 水 の 郷 」

を目標とし、まちづくりを推進していくものとする。

また、こうしたまちづくりの展開に当たっては、潮来市の個性を発揮し、この地域の特徴である水郷の自然を最大に活用し、まちづくりを進めるものとする。

このことから、次の6つを基本的な考え方として、市民と行政、企業や関係団体等がともに元気で安心な未来を拓くまちづくりを推進する。

- ① 「自然」「文化・歴史」を未来につなぐまちづくり
- ② 「安心・安全」なまちづくり
- ③ 「温もり」のあるまちづくり
- ④ 「賑わい」「躍動感」のあるまちづくり
- ⑤ 「住みやすい」まちづくり
- ⑥ 市民とともにつくるまちづくり

2 まちづくりの方向

①「自然」「文化・歴史」を未来につなぐまちづくり

本市には、豊かな自然や歴史という、貴重な地域資源があります。これまでの市の産業や暮らしは、こうした豊かな自然の恵みや歴史の中で営まれ、育まれてきたものです。

こうした先人から引き継がれた歴史・文化・自然と自分たちの暮らしを認識し、その価値を、今に活かし、新たな魅力とともに未来に引き継いでいきます。

②「安心・安全」なまちづくり

市民の誰もがいきいきと暮らせるよう、心身が健康で社会福祉や生活上の不安や防災・防犯での安全性などの生活環境上の不安が解消されて、安心して健やかに暮らせる場が形成されています。

③「温もり」のあるまちづくり

少子高齢化や担い手不足などによって引き起こされる様々な地域課題に対して、市民が互いに支え合って暮らす地域づくりが進みます。

また、本市に来訪する人や新たに本市に暮らす人を温かく迎え入れるホスピタリティ(おもてなしの心)が市民に浸透してきています。

④「賑わい」「躍動感」のあるまちづくり

まちの魅力に誘われ、外から人々が集まり、交流が盛んに行われています。

また、同時に市民同士の交流も活発に行われています。この内外2つの交流が活性化することで、まちが賑わい、産業が活発化し、文化が育まれ、人々が成長していきます。それによって、さらにまちの魅力が向上し、交流がまちの魅力増大に結びつく、成長を続ける空間が形成されています。

⑤「住みやすい」まちづくり

「自然」「文化・歴史」を未来につなぎ、安全な環境基盤のもとに「安心・安全」が形成され、市民同士のつながりや支え合いによって「温もり」「賑わい」「躍動感」が生まれます。

こうした暮らしの中にある市民同士のつながり、あるいは人と自然、社会とのつながりが、新しい価値を持って再生され、本市ならではの「住みやすい」まちがつくられています。

⑥市民とともにつくるまちづくり

これからの「まちづくり」においては、効率的な行財政運営のしくみを整えるとともに、市民相互や市民と行政との新しい関係づくり、情報共有など市民と行政がパートナーシップを築き、相互理解のもとに協働のまちづくりを進めます。

3 土地利用構想

潮来市の行政区域面積は71.41km²で、区域の全体が都市計画区域に指定されている。市街化区域は748.4ha、市街化調整区域は6,392.6haである。

今後の土地利用においては、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮し、都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用の調和を図りながら、長期的展望に基づき適正かつ合理的な土地利用に努めるものとする。これらの方針を実現するため、国土利用計画(市町村計画)を策定するとともに、国土利用計画法及び土地利用関係法の適切な運用により、適正な土地利用の確保を図る。

(1) 4つのゾーンごとの土地利用方針

潮来市は、地形や機能等により「親水ゾーン」「市街地ゾーン」「田園ゾーン」「丘陵緑地ゾーン」の4つのゾーンに分類することができる。

地域区分と土地利用方針は、以下のとおりである。

○親水ゾーン: 潮来駅周辺地区、潮来西部地区、牛堀沿岸地区

方針：常陸利根川や前川に面し、水郷として水運の拠点であった歴史を有することから、水際の特徴を活かして観光・商業・サービス等の機能の強化を図る地域。

○市街地ゾーン: 潮来地区、辻地区、日の出地区、延方地区、牛堀市街地周辺地区

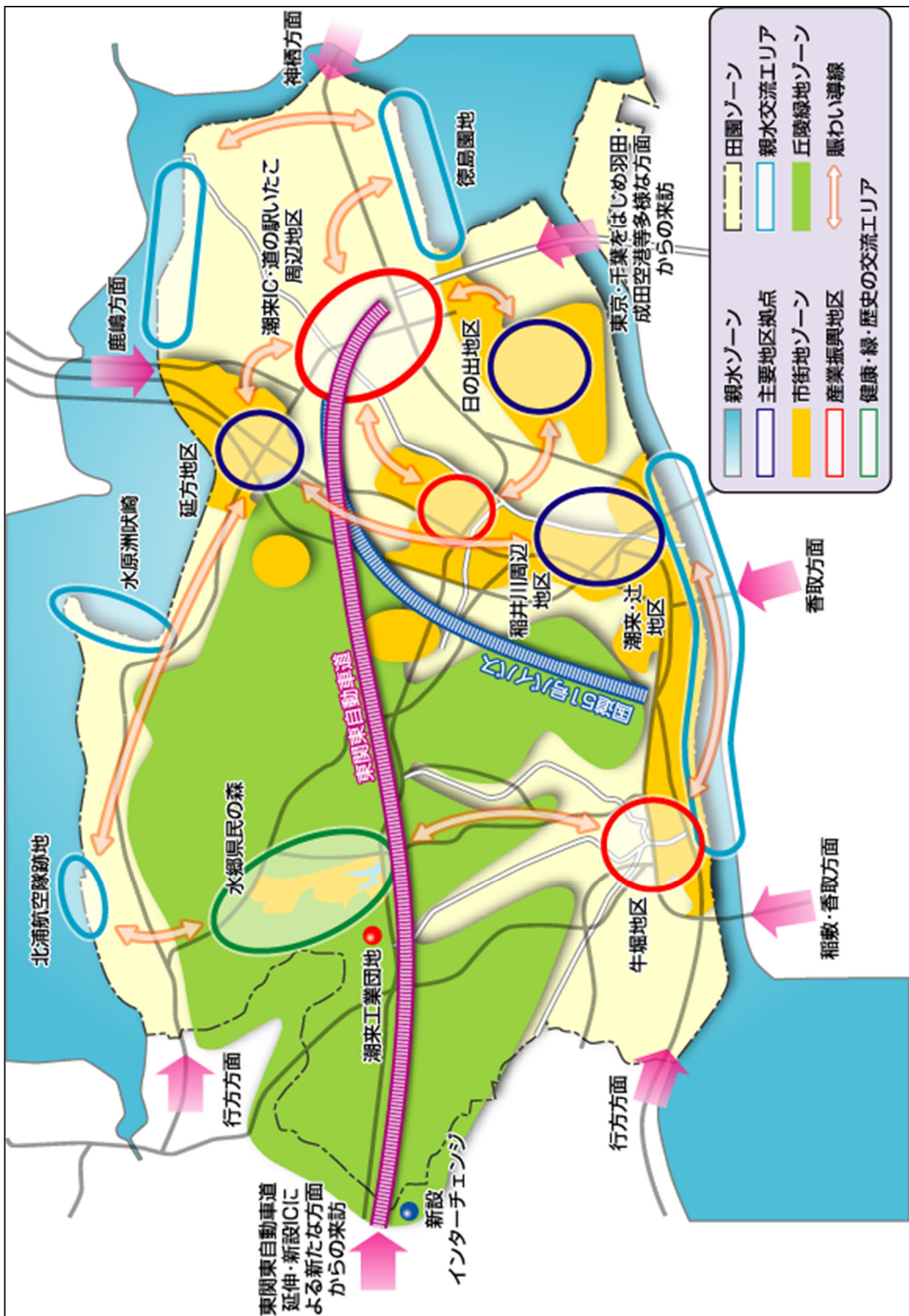
方針：潮来市の恵まれた自然を活かし「水と緑のふれあい」を重視した市街地整備を図り定住者の増加を図る地域。

○田園ゾーン: 延方干拓・出島地区、牛堀田園地帯

方針：延方干拓・出島地区の広大な田園風景を地域資源と認識しながら、潮来インターチェンジ周辺は、流通産業等の立地を目指した秩序ある開発を進めるとともに、牛堀地区の田園地帯は公共施設の点在する空間として、都市的土地利用とのバランスを図りながら優良農地を保全していく地域。

○丘陵緑地ゾーン: 潮来北部丘陵地区、潮来大生原地区、牛堀丘陵地区

方針：「水郷県民の森」の整備などによる森林の保全や、文化財の保全・活用に配慮し、既存の工業団地のほかに、新産業拠点の工業団地の整備を推進する地域。



IV 建設計画

潮来市の発展と住民福祉の向上を図るため、「建設の基本方針」に基づき、

“豊かな自然 あふれる元気

みんなでつくる水の郷”

の実現に向けて茨城県鹿行地域の地方中心都市として、また鹿島臨海工業地帯に隣接する地域として、潮来市の総合的かつ計画的な整備を推進するものとする。

このため、次のような施策の展開を図るものとする。

1. 都市基盤の整備
 - (1) 交通体系の整備……………15)
 - (2) 市街地の整備(都市機能の整備)……………15)
 - (3) 河川及び周辺の整備……………16)
2. 生活環境の整備
 - (1) 消防・防災体制の充実……………18)
 - (2) 交通事故防止対策の推進……………18)
 - (3) 防犯体制の充実……………18)
 - (4) 住宅等の整備……………18)
 - (5) 公園墓地の整備……………18)
 - (6) 公園緑地の整備……………19)
 - (7) ごみ処理体系の確立及び施設整備……………19)
 - (8) し尿処理体制の充実……………19)
 - (9) 上水道事業の促進……………19)
 - (10) 下水道事業等の促進……………19)
 - (11) 総合的な環境の保全……………20)
3. 教育・文化の振興
 - (1) 学校教育の充実……………21)
 - (2) 生涯学習の推進……………21)
 - (3) 地域文化の振興……………22)
 - (4) スポーツ・文化の振興……………22)
4. 保健・医療と福祉の充実
 - (1) 保健予防、健康づくりの推進……………23)
 - (2) 医療体制の充実……………23)
 - (3) 地域福祉の向上……………23)
 - (4) 児童福祉の向上……………23)
 - (5) 高齢者福祉の向上……………24)
 - (6) 障害者(児)福祉の向上……………24)
 - (7) ひとり親福祉の向上……………24)
 - (8) 低所得者福祉の向上……………24)
 - (9) 介護保険への対応……………24)
 - (10) 年金事業の推進……………24)
 - (11) 国民健康保険事業の推進……………25)
5. 産業の振興
 - (1) 農林水産業の振興……………26)
 - (2) 工業の振興……………26)
 - (3) 商業の振興……………27)
 - (4) 観光・レクリエーションの振興……………27)
 - (5) 消費者行政の推進……………27)
6. コミュニティの推進
 - (1) 地域コミュニティ……………29)
 - (2) 市民参画……………29)
 - (3) 国際交流……………29)
 - (4) 男女共同参画……………29)
7. 行財政の効率化
 - (1) 行政運営の効率化……………30)
 - (2) 財政運営の効率化……………30)

1 都市基盤の整備

【基本方向】

地域の発展や住民生活の向上の基礎となる都市基盤の整備については、産業、経済、文化などあらゆる分野に多大な影響を及ぼすため、適正かつ合理的な土地利用を推進するとともに、機能的で秩序ある整備に努め、都市機能の充実した一体的な市街地の形成を図る。

【施策の方針】

(1) 交通体系の整備

① 幹線道路の整備

潮来市における幹線道路の整備は、交通の結節点である現況を活かしたまちづくりのために重要な課題である。

このため、潮来市の経済の活性化と安全で快適な生活を確保するため、国や県に協力し東関東自動車道水戸線、国道51号バイパス及び国道355号バイパスの早期整備を促進するとともに、県道竜ヶ崎潮来線、県道潮来佐原線(延方干拓から県道大賀延方線まで)の整備、県道大賀牛堀線等の国・県道の早期整備を促進する。

また、潮来地域と牛堀地域とを結ぶ交通の利便性を高めるため、市街地間や地域振興拠点地区との連絡道路や牛堀環状道路と潮来駅江寺線の接続、県道大賀牛堀線から大生原集落への連絡を図る道路など、潮来市の発展に大きな役割を果たす幹線道路の整備を図る。

② 生活道路の整備

住民に最も身近な生活道路については、交通量、公共施設の配置、防災機能、交通安全対策などに配慮し、計画的に改良・舗装を推進する。

③ 公共交通網の充実

関係機関と連携しながら、鉄道、高速バス、路線バスの効率的な存続を図るとともに、現行の福祉関連移送サービスの充実を図りながら、市内の移動手段の総合的な検討を進める。

また、利用率が高い水郷潮来バスターミナルについては、高速バス利用者や路線環境を注視しつつ適切な維持管理を進める。

(2) 市街地の整備(都市機能の整備)

定住促進や中心市街地の活性化、就業機会の確保等の市街地整備上の課題を踏まえ、都市計画マスタープランに基づき以下の拠点整備を推進するとともに、線引きを含めた都市計画の見直しに関連し、国道51号バイパスや県道水戸神栖線沿線、県道潮来佐原線沿線についても、沿道利用の促進を図る。

また、潮来西部地区と牛堀市街地周辺地区については、水際地域として一体的な市街地整備方針を策定し、連たん性を持たせた土地利用を図っていく。

さらに、安全な居住環境形成のために、急傾斜地事業への対応や住宅建築耐震調査事業などを進める。

① 潮来地区拠点の形成

水郷の観光・商業の中心地区として、前川と一体的に潮来駅周辺地区の整備を図る。

潮来前地区や潮来西部地区については商業系の形成を促進する。

② 牛堀地区拠点の形成

水郷北斎公園や権現山公園、市立図書館などを活かし、交流空間の整備を図る。
大山崎地区については、乱開発やスプロール化を防止しながら、秩序ある市街地の形成を図る。

③ 延方地区拠点の形成

道の駅いたこ周辺地区と延方駅を中心とした都市機能の充実を図る。
稲井川周辺地区については、住居系の形成を中心に道路等関連整備を進める。

④ 日の出地区拠点の形成

東日本大震災からの復旧・復興をすすめるとともに、都市機能の充実により、安心とうるおいのある住環境整備等の主要施策を推進し、定住を促進する。

⑤ 水辺と緑の交流拠点形成

徳島園地や水原州吠崎、北浦航空隊跡地周辺など常陸利根川から北浦に及ぶ水辺の景観や歴史的資源、そして水郷北斎公園や前川周辺、水郷県民の森、さらには運動公園などを含め、水辺と緑の多彩な交流拠点と位置づけ、必要な整備を推進する。

⑥ 工業・流通等拠点の形成

潮来インターチェンジ周辺地区(道の駅周辺地区含む)の、産業系の土地利用の推進を図る。

⑦ 交流ネットワークの形成

市内ネットワーク道路の整備を進める。

(3) 河川及び周辺の整備

水郷地帯として、この地域の河川整備は非常に重要な課題であり、また特色のあるまちづくりの有効な手段でもある。

国土交通省や茨城県による前川の河川改修事業の促進を図る。

また前川及びその周辺整備構想として、平成16年3月に茨城県との共同で策定した「前川ふるさとの川整備計画」の推進を図り、観光と商業の振興と地域住民からも親しまれ、さらに牛堀市街地地域や延方地区との連携をもった交流拠点として、形成を図る。

夜越川については、住民が親しみをもって河川に接することができるよう親水ゾーン化を図る。

また、常陸利根川等の沿線については護岸が整備済みであることから、今後は、水郷として親水性をもたせた公園等の整備を推進する。また、その他の河川、水路等についても、親水整備等水辺環境の整備を推進する。

【具体的施策】

事業名	事業の概要
交通体系の整備	市道牛2279・1-5、市道牛2・6、3143歩道整備、市道牛2165(環状道路)、 バスターミナル維持管理 その他
市街地の整備	稲井川周辺整備事業、潮来駅前景観整備事業 その他
河川及び周辺整備	前川周辺整備事業、その他

【国・県事業】

交通体系の整備	国道51号バイパス、国道355号バイパス、 県道潮来佐原線、県道竜ヶ崎潮来線、県道大賀牛堀線
河川の整備	前川河川改修事業(茨城県) 夜越川水辺空間整備(茨城県)

2 生活環境の整備

【基本方向】

豊かな自然の中で、住民だれもが安心して生活できる、安全で快適なうるおいのある生活環境の確保を図り、美しく住みよいまちづくりを推進する。

【施策の方針】

(1) 消防・防災体制の充実

東日本大震災により被災した経験を基に、災害時における迅速な対応を図るため、防災行政無線の機能強化等広域的災害情報の収集・伝達システムを整備し、各種防災体制の確立に努める。

また、この地域は、首都直下地震の被害が生じるおそれのある地域に指定されており、この点からも地域実情を踏まえ、現在、見直し策定中の「潮来市地域防災計画」に基づき、総合的な防災体制の充実を図る。

防災体制については、鹿行地方広域市町村圏事務組合消防本部とともに、消防団装備の充実を図り、適正な消防配置に努めながら、消防団組織については、地域に応じた組織見直しを図る。

また、総合的な防災訓練の実施などにより、地域住民の防災意識の啓発を図るとともに、各区の自主防災組織の確立及び強化に努める。

さらに、防火水槽及び消火栓等の防災施設については年次的に整備を行うほか、飲料水兼用耐震性貯水槽を含め消防水利を確保する。

(2) 交通事故防止対策の推進

住民生活の場における交通安全を確保するため、交通安全啓発指導、交通安全活動を展開し、住民の交通安全意識の高揚を図るとともに、歩道の整備、カーブミラー、ガードレール、視線誘導標識、交通信号機などの交通安全施設について、関係機関や団体と連携しながらその整備、充実に努める。

(3) 防犯体制の充実

住民が安心して暮らしていく上で、防犯対策は重要な役割がある。

住民への防犯意識の高揚を図るとともに、地域、警察との連携を密にし、計画的に防犯灯などの防犯施設や拠点の整備に努める。

(4) 住宅等の整備

日の出地区をはじめとした市街地においては、震災からの復旧・復興をすすめるとともに、安心・安全で緑地が確保された良質な宅地が供給されるよう整備・誘導するとともに、水郷の地域特性を活かした建築物の誘導なども検討する。

また、市営住宅については、適正な維持管理を進めつつ、計画的な建て替えや新築を進める。

(5) 公園墓地の整備

墓地需要の動向を見極めながら、公園墓地の整備を計画的に推進する。

(6) 公園緑地の整備

潮来地域と牛堀地域を一体的に考え、緑の基本計画を策定し、公園緑地の適正配置や緑の保全など総合的に緑化を推進する。

楽しみながら緑に接し、緑の大切さを学ぶことのできる野外活動拠点となる水郷県民の森は、水と緑の保全に関する広域的な拠点としても保全と充実を図るとともに、緑化運動や健康づくり、さらに地域振興のために、有効な利活用の促進を図る。

前川運動公園については、整備済みの温水プールや周辺の土地利用を踏まえ計画的に整備する。

その他のかすみの郷公園、権現山公園、稻荷山公園、市営あやめ園、都市公園などは、施設の充実を図る。

徳島園地については、住民ボランティアと国土交通省により整備され、現在、国土交通省から「水辺の楽校」の登録を受けており、自然環境教育の場としての利用の拡大を図る。

水辺、緑、歴史のネットワークにあわせてサイクリングロードや緑道を整備する。

水郷北斎公園周辺については、水辺を活かした公園として整備を図る。

(7) ごみ処理体系の確立及び施設整備

ごみの減量化等を基本として、平成17年度に策定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、住民協議会などを設け住民意識を啓発し、ごみの減量化、再資源化の推進、生ごみのコンポスト化などを進める。

また、塵芥処理施設については、処理能力の維持や公害対策等に配慮しながら、適正な維持管理に努める。

(8) し尿処理体制の充実

し尿処理施設の維持・管理・収集体制等を充実し、衛生的な環境づくりに努めるとともに、下水道区域や農業集落排水事業区域との整合を図りながら高度処理型合併浄化槽の普及を図る。

(9) 上水道事業の促進

安全な水の安定供給を図るため、浄水処理施設の適正な維持管理に努めるとともに、配水管等の幹線及び枝線の布設や老朽管などの更新を進める。また、将来的に、鹿行広域水道用水供給事業からの全面給水も検討しつつ経営計画の策定を行い、上水道事業の経営安定化に努める。

(10) 下水道事業等の促進

生活環境の改善と霞ヶ浦などの公共用水域の水質浄化保全を図るため、霞ヶ浦水郷流域下水道関連の公共下水道事業を進める。地域の状況等を考慮しながら、幹線管渠の布設や面整備を計画的かつ効率的に進める。

その他の生活排水対策については、高度処理型合併浄化槽等の普及を図るとともに、適正な維持管理により公共用水域の水質保全に努める。

また、より効率・効果的な処理方式も検討しつつ、公共下水道、農業集落排水供用地区における加入率については、広報活動や個別訪問等により向上を図る。

さらに、雨水排水を適切に処理し、集中豪雨等による災害の防止や生活環境の向上を図るため、排水計画に基づき適切な施策を推進する。

(11) 総合的な環境の保全

市民参加による環境保全の推進を図るため、水質の保全をはじめ環境保全に対する市民、企業、行政の役割・目標を明確にし、総合的に取り組むために環境基本計画の策定を行う。

【具体的施策】

事業名	事業の概要
消防・防災体制の充実	消防施設の整備、広域消防負担金、その他
交通事故防止対策の推進	交通安全運動の展開、カーブミラー ガードレール等交通安全施設、その他
防犯体制の充実	防犯灯の整備及び維持管理、その他
住宅等の整備	市営大生住宅の用途廃止、その他
公園緑地、公園墓地の整備	広域火葬場への負担金、その他
ごみ処理体系の確立及び施設 整備、し尿処理体制の充実	塵芥処理施設・リサイクルセンター及びし尿処理施設の維持管理 家庭生ゴミ堆肥化处理モデル事業 その他
上水道事業の促進	水道事業(出資金等)⇔配水施設管路施設の布設及び老朽管の更新 その他
下水道事業の促進	公共下水道の整備(繰出金)、農業集落排水事業(繰出金) 合併処理浄化槽設置事業、その他
総合的な環境の保全	環境基本計画策定、その他

【国・県事業】

公園緑地の整備	水郷県民の森整備事業
---------	------------

3 教育・文化の振興

【基本方向】

住民一人ひとりが生涯にわたって生きがいを見出し、創造性を発揮できる環境を備えるため、教育文化施設の整備を図る。

また、水郷として恵まれた自然や輝かしい歴史と文化を継承しつつ、新たな文化を創造するまちづくりを推進する。

【施策の方針】

(1) 学校教育の充実

幼児の健全な育成を図るため、保育所と幼稚園の連携を図り、園舎や保育施設の整備充実に努めるとともに、教育内容及び保育内容の充実を図る。

また、子育て支援の視点からも、市民の需要、地域の実情にあわせ、幼稚園・保育所の一元化の検討を進める。

学校施設の整備・充実では、児童・生徒数の動向を踏まえ、学区の見直しを含め、学校規模の適正化を図る。

また、施設の老朽化対策として改築や改修、教育機器の配置を推進するとともに、地域の教育、文化の中心的役割を担うものと位置づけ学校施設を積極的に開放していく。

豊かな人間形成と優れた人材育成のため、福祉、環境、情報などの分野における教職員の研修を強化し、資質向上を図り、特色ある学校づくりに努める。

個に応じた教育の充実では、児童・生徒の教育の充実を目指し、社会人TT配置事業や外国語指導助手の招致などを実施し、学習指導の充実を図る。

いじめや不登校に対して、きめ細かな対応ができるよう教育相談体制の充実を図り、適応指導教室を開設する。

さらに、学校給食活動・事業の充実を図る。

(2) 生涯学習の推進

生涯学習推進のために、生涯学習推進基本計画を策定し、推進体制の充実と地域の特色に合わせた、学習内容の充実を図る。

また、本計画の中で、社会教育の果たす役割を明確にしながら、水郷まちかどギャラリー等の有効活用、さらに各公民館の施設内容の充実を図るとともに、住民の自主的で主体的な生涯学習活動を支援するため、利用しやすい生涯学習機能の整備・充実を図る。

特に、住民の生涯学習のサポートの場となる市立図書館は、地域交流や情報発信拠点としても重要なことから、公民館や各学校との連携、ボランティアの参画等による運営支援体制づくりを含め、その推進を図る。

また、青少年の健全育成は、地域社会の次の時代を支える重要な課題と認識し、青少年の交流事業や、青少年団体の育成・支援を行う。

(3) 地域文化の振興

文化遺産を次の世代に継承するため、大生古墳群や島崎城址などの重要な文化財の保護策を講ずるとともに、史跡の宝庫である大生原台地における地域文化の振興策を推進する。

住民が文化財をよく理解し、地域の歴史と文化に対する意識の高揚を図り、地域文化の振興に努めるとともに、住民や文化団体の自主的な文化活動を支援し、新しい水郷の文化活動の展開を図る。

また、地域文化の継承と新しい水郷潮来の文化活動の活性化につとめていく。

(4) スポーツ文化の振興

総合型地域スポーツクラブの開設などを通じ、市民一人一スポーツを目指し、地域を単位として幼児から高齢者まで参加できるスポーツ・レクリエーションの普及を図るとともに、前川運動公園などのスポーツ施設整備を計画的に進める。

水郷地帯の特性を活かしたスポーツイベントの充実を図るとともに、水辺を活かした水上スポーツ施設の整備やウォーキングロードとしても利用できるサイクリングロードの整備を推進する。

【具体的施策】

事業名	事業の概要
学校教育の充実	小・中学校の改築、英語指導助手招致事業(ALT)、その他
生涯学習の推進 地域文化の振興	市立図書館の維持管理、その他
スポーツ文化の振興	前川運動公園整備、イタコシティレガッタ、その他

4 保健・医療と福祉の充実

【基本方向】

少子・高齢化の進展や、核家族化など社会情勢の変化に伴い、住民の求めるサービスも多様化している。このため、福祉事務所を中心に、介護保険制度や高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉・低所得者福祉など、きめ細かな福祉行政を推進する。

また、土浦協同病院なめがた地域医療センターや地域の医療機関との連携を図り、福祉、保健、医療が一体となったシステムの拡充を図り、効果的に充実したサービスを提供する。

【施策の方針】

(1) 保健予防、健康づくりの推進

住民の健康づくりのため、予防体制や各種検診を充実するとともに、住民の個性に合わせた活動を推進するためスポーツ、心の健康など、関連施策や関係機関と連携しつつ幅広い支援体制の充実を図る。また、市民健康づくり計画を策定し総合的な健康づくり運動を推進する。

さらに、保健センター施設の充実に努めるとともに、ヘルスランドさくらの利用促進を図る。

(2) 医療体制の充実

土浦協同病院なめがた地域医療センターと連携し、広域的な対応による医療施設の適正な配置と連絡体制について、関係機関の協力のもとに整備・充実を図る。

さらに平日夜間小児救急診療所や水郷医師会の訪問看護ステーションなどをはじめ、医師会・医療機関・関係機関の協力を得て休日及び夜間等における救急医療体制の充実を図る。

乳幼児、母子・父子家庭等への医療費の給付制度の充実に努める。

(3) 地域福祉の向上

家庭、地域、医療機関、福祉施設、行政などの、福祉・保健・医療の連携による総合的な各種サービスを提供していくための地域ケアシステムの拡充や高齢者及び障害者の生活を効果的に支援するための地域ネットワークの形成を図る。

また、社会福祉協議会の活動を促進するとともに、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、ボランティアグループ等の活動と連携し、地域の福祉需要に対応できる体制と地域の福祉施設との協力体制の確立に努める。

ボランティアグループの組織化を促進するとともに、ボランティア活動の広報に努める。

地域福祉の一層の充実を図るため、活動拠点となる社会福祉センターの整備を進める。

(4) 児童福祉の向上(少子化対策)

「潮来市次世代育成支援地域行動計画」に基づき、保健、福祉等の関連施策を連携させながら計画的な取り組みを図るものとする。

幼稚園との整合を図りながら、保育施設の適正配置と民間施設の有効活用を図るとともに、保育時間の延長など、保育内容の充実を図る。

また、住民の需要、地域の実情にあわせ、社会福祉協議会との連携によるファミリーサポートセンターの

設立や児童館の整備を検討する。

さらに、中学生までを中心とした医療福祉制度の継続、学童保育や子育て広場の充実に努めるとともに、家庭児童相談など地域一体となり子育て支援体制の充実を図る。

(5) 高齢者福祉の向上

高齢者一人ひとりが「生きがい」を大切に、尊厳をもち、その人らしい生活が続けられるよう介護予防に取り組み、サービスの充実を図る。

また、高齢者が住み慣れた地域でなじみの人とのつながりを大切にしながら生活を継続できる仕組みをつくる。そのために、保健、医療、福祉の専門家の連携を進め、在宅生活を支える体制を強化していくとともに、高齢者が、長年にわたって培った知識や経験を生かした地域活動やボランティア活動を支援し、生きがいづくりや健康づくりを促進する。

(6) 障害者(児)福祉の向上

障害者福祉センター(障害者福祉ワークス)等の施設の機能充実を図る。

また、一人ひとりの障害者に合わせたサービスの提供を図るため、潮来市障害者福祉計画を策定し、その推進を図る。

障害者の医療費補助や福祉手当、扶養手当など各種の支援制度の充実を図る。

(7) ひとり親福祉の向上(母子・父子)

各種制度による支援のほか、就労や社会参加を促し、自立を支援します。

また、就労や子育てに関する相談体制を充実させ、社会参加を促進する。

(8) 低所得者福祉の向上

民生委員・児童委員と連携し、生活保護制度の適正な運用を図り、低所得者世帯の生活支援を行う。

また、発生予防対策を推進し、社会参加と自立を促進する。

(9) 介護保険への対応

地域包括支援センターを活用し、保健・医療・福祉の連携による総合的・継続的な地域ケアの提供に努める。また認知症高齢者への支援強化、地域密着型サービスの導入など生活圏域での支援の充実による住み慣れた地域での生活支援を強化する。

より広い高齢者層に対する地域支援事業の展開、要支援者に対する新予防給付の提供による総合的な介護予防の推進を図る。

さらに適正な要介護認定の確保、サービスの質の確保と向上、介護給付費の適正化、総合相談・情報提供体制の整備による介護保険制度の適切な運営を図る。

そして、施設・居住系サービスの適切な整備を図り、サービス利用の促進とバランスのとれた保険料負担の実現に努める。

(10) 年金事業の推進

年金制度の趣旨や重要性等の広報を行い、加入促進を図るとともに未納者に対する収納に努める。

(11)国民健康保険事業の推進

健康保険制度の広報を行い、保険税の適正な賦課や収納率の向上及び医療費の適正化等を図り、国民健康保険事業の健全な運営に努める。

【具体的施策】

事業名	事業の概要
保健予防の充実 健康づくりの推進	住民検診事業、老人・母子保健事業、ヘルスランドさくら維持管理、その他
地域福祉の向上	社会福祉協議会補助 地域ケアシステム、社会福祉センターの整備、その他
高齢者福祉の向上	シルバー人材センター補助、一人暮らし緊急通報システム、 安否確認ふれあい事業、 老人保健事業(繰出金)、 福祉移送サービス事業、特別養護老人ホーム施設整備支援費、広域老人ホーム運営負担金、その他
障害者(児)福祉の向上	心身障害者福祉ワークス運営事業、自立支援給付、潮来市障害福祉計画策定事業、その他
児童福祉の向上 (少子化対策)	子育て支援事業、児童運営委託 医療福祉制度の充実、その他
介護保険への対応	介護保険事業計画の更新、 介護保険事業(繰出金)、地域包括支援センター事業、広域介護事業負担金、その他
低所得者福祉の向上	生活保護支給、その他
国民健康保険事業の推進	国民健康保険事業(繰出金)、その他

5 産業の振興

【基本方向】

水辺などの豊かな自然や、鹿島臨海工業地帯と成田空港や首都圏との交通の結節点としての位置を活用し、農業・工業・商業・観光のバランスのとれた産業構造の確立とこれらの相互利活用により、活力に満ちたまちづくりを推進する。また東関東自動車道の延伸によって、常陸那珂港と結ばれ、さらには、首都圏中央連絡自動車道で筑波研究学園都市、百里飛行場の民間共用化と相まって、新たな産業の広がる可能性も期待されている。

「道の駅いたこ」は、農業・商業・観光の連携した物産販売拠点、産業創造拠点として、潮来インターチェンジの立地特性を活かしつつ、さらなる事業内容の充実を図る。

また、新たな産業誘導拠点として期待する「道の駅周辺地区」を含めた潮来インターチェンジ周辺地域は、流通産業や軽工業などの立地を推進する。

自然を活かし活用する観光では、潮来地区と牛堀地区、さらには周辺の水辺と連携し一層の振興を図るとともに、観光を商業に結びつけ地域特性を活かした商業の活性化を図る。

さらに、農業については、農地の流動化・集約化を促進しつつ、適正な農地を保全する一方、稲作中心の農業から、観光や商業と連携した特産品開発など新たな農業振興策を推進する。

【施策の方針】

(1) 農林水産業の振興

水稻をはじめとする基幹作物について、低コスト化を柱として競争力を高める農業の振興を図る。そのため認定農業者をはじめとした中核農家の育成や兼業農家の経営改善、農地の有効利用を図るなどにより、より効率性の高い農業を展開する。

水田農業については、早場米として、水郷のイメージを活用した地元産米の消費拡大を推進するとともに、生産性の高い経営の確立を目指し、ほ場整備を推進し優良農地の確保に努めるとともに、農地の流動化を進め、担い手への集積を促進する。

新しい農業を目指し、特産品の開発、施設園芸等の育成を強化するとともに、貸し農園、体験農園による都市農村交流を図り、担い手、後継者の発掘を進める。

水産業については霞ヶ浦、北浦、常陸利根川、外浪逆浦等における漁業や水産加工業の一層の推進を図るとともに観光とも連携した水産業を推進する。

(2) 工業の振興

鹿島臨海工業地帯と成田空港や首都圏との交通の結節点に位置していることを活用し、「道の駅周辺地区」を含めた潮来インターチェンジ周辺地域は、土地利用の高度化を図るため規制緩和を推進しつつ、流通産業や軽工業などの立地を図る。また、社会経済情勢の動向に応じて、新たな工業団地の整備を検討する。

さらに、中小企業の健全育成を図るため、商工会と連携し支援を行っていく。

(3) 商業の振興

既存商店街の活性化については、観光振興と結びつけ、前川周辺基本整備構想等による、前川周辺の水辺を活用した一体的な整備の中での機能配置を進めるとともに、魅力ある商店街づくりのため駅前広場や道路などを含めた景観整備事業などの拠点整備を行う。

牛堀地域では国道沿線に新たな商業地の形成、既成市街地では観光イベントと結びついた特徴ある商店街の振興を図る。

また、道の駅いたこやイベントを活用した物産販売等により、特産品のPRを行い商業育成を図る。

さらに、商工会等の育成・支援を図るとともに、連携しつつ経営指導等の意識啓発事業、商店街組織の育成強化を支援する。

(4) 観光・レクリエーションの振興

水辺や緑地などの恵まれた自然と水郷潮来の知名度を最大限に活用し、前川の河川改修に伴う周辺整備や道の駅いたこの充実、牛堀地区の水辺の街再生事業などの観光拠点の整備を進める。

また、水辺の拠点や水郷県民の森、さらには周辺市町村との広域化を含めたネットワークと農業や商業との連携、そして地域の伝統文化・行事などとも連携を図り、観光振興を進める。

また年間スケジュールの下に、住民もともに楽しめるイベント・行事を計画的に開催するとともに、あやめ園周辺や道の駅周辺、さらに水郷北斎公園など点在する水辺の空間ごとに、住民を含めあらゆる階層の人たちが楽しめる地域を創造していく。

(5) 消費者行政の推進

豊かな消費生活の普及とともに、消費活動に伴うトラブルの未然防止と、消費者相談センターの設置などの相談体制の整備を図る。

【具体的施策】

事業名	事業の概要
農林水産業の振興	土地改良事業、地域用水環境整備事業 農地流動化事業、緑化事業(花いっぱい) その他
商・工業の振興	道の駅周辺地区維持管理事業、 道の駅いたこ周辺企業誘致事業、潮来インター周辺企業誘致事業 その他
観光・ レクリエーションの振興	水郷潮来あやめ祭り大会、市営あやめ園整備、水郷潮来花火大会、 水郷北斎公園牛堀棧橋補修、フィルムコミッション事業、 その他

6 コミュニティの推進

(地域コミュニティ、市民協働参画、国際交流、男女共同参画、情報化社会への対応)

【基本方向】

情報公開や広報広聴活動により、住民から信頼される開かれた行政に努め、将来に向けまちづくりを担う人材育成や住民の融和を図るとともに、国際交流や男女共同参画を推進する。

【施策の方針】

(1) 地域コミュニティ

活動施設の整備やきめ細かな支援を行い、自治会活動やコミュニティ組織の活動を活発化していく。

(2) 市民参画

情報公開制度の定着や広報広聴活動を充実し、住民と行政の信頼関係を強めて、公共施設の整備など計画段階から住民の参画を図る。

また、福祉、環境・リサイクル、教育・子育て、文化・スポーツ、国際協力など多彩な分野における市民活動の支援、民間活力の導入を図る。

(3) 国際交流

国際交流の推進では、国際社会の一員として認識を深めるため、講座の充実などにより、文化、スポーツ、経済、技術等の交流活動を展開する。

(4) 男女共同参画の推進

男女が家庭、地域、職場の身近なところで男女共同参画社会の実現を、男女のよりよいパートナーシップを基本とし、計画的に推進を図る。

【具体的施策】

事業名	事業の概要
男女共同参画の推進	男女共同参画事業、その他

7 行財政の効率化

【基本方向】

地方分権の進展と抜本的な行財政改革の必要性が高まる中で、住民からの提言を尊重し時代の変化に対応した効率的、機能的な行政運営を目指して、第4次潮来市行財政改革大綱(平成25年3月策定)を踏まえ、重点的・積極的に行政改革を推進する。

また、自治体行政には、政策形成機関として、市民要望やまちづくりの課題を的確に把握しながら明確な成果を求められるようになっており、評価にもとづく行財政運営を推進する。

さらに、財政基盤強化に向け自主財源の確保に努め、限りある財源を有効に活用する。

【施策の方針】

(1)行政運営の効率化

すべての事務事業について、行政の効率化という観点からメリットが生じるよう民間委託等の可能性について検討するとともに、公の施設について指定管理者制度を含めた管理のあり方について、引き続き検証を行う。

また同様の観点から、組織・機構の見直しにあたっては、既存の組織・機構について、従来のあり方にとらわれることなく、実質的に住民の福祉向上につながる事業を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織機構とする。

以上のような行政改革の流れに対応し、多様化、高度化する行政需要に対応するため、事務改善や情報セキュリティに配慮しつつ電子自治体整備の推進に努めるとともに、職員研修体系の充実・強化を図る。

また、職員の定員管理に当たっては、定員適正化計画を見直し、適正な定数管理をおこなっていくものとする。

さらに行政のスリム化を図った上で、政策形成機関として、行政運営の充実を図るため、行政評価制度の確立と適切な運用を図る。また、行政のネットワーク化を推進するため、窓口業務等のオンライン化を強化する。

なお、土地をより高度にかつ合理的に利用するための基礎資料を整備するため、地籍調査事業を継続して行う。

(2)財政運営の効率化

財源の確保に努めるとともに、歳出においては、事務事業の見直しを積極的に進め経費の節減・合理化を図る。

投資的事業については事業実施前に事業コストと事業成果を把握し、その優先度、実施時期を決定し、支出の効果が最大となるよう効率的な財政運営に努める。

多角的な財政の分析に基づき、中長期財政計画を確立し、「基本計画」と「実施計画」及び「予算編成」との整合を図る。

さらに事業や施設管理等の効果・効率を高めるため、民間活力の導入を積極的に導入する。

【具体的施策】

事業名	事業の概要
行政運営の効率化	事務OA化、職員研修、その他
財政運営の効率化	地域振興基金、その他
その他	地籍調査事業、家屋評価システム、その他

V 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら逐次整備していくことを基本とする。

学校、幼稚園等については、将来人口や地域特性を考慮し統合や廃止を含めて検討する。

また、新市庁舎の整備については、社会経済情勢の動向を踏まえ、適切な時期に整備を検討する。

VI 後期(再延長)財政計画

財政計画は、[建設計画]の推進にあたって、必要とする財源の見通しと、その年次別の重点的・効率的配分など、計画的な行財政運営を図る指針として、国の示す地方分権への対応(三位一体改革等)や税制改正などを取り入れ、歳入・歳出を各項目ごとに、過去の実績や財政試算等に基づき普通会計ベースで作成した。

(1) 歳入

(単位：千円)

	歳入項目	H18～H23 後期 I 合計	構成比	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	後期 II (延長) 合計	構成比	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	後期 III (再延長) 合計	構成比
1	地方税 (合計)	19,726,284	26.7%	3,106,518	3,123,673	3,148,472	3,120,014	2,916,700	15,415,377	13.8%	2,947,700	2,882,200	2,853,300	2,825,800	2,767,900	14,276,900	24.3%
2	地方譲与税	1,559,325	2.1%	189,905	180,474	171,241	178,841	175,666	896,127	0.8%	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	850,000	1.4%
3	利子割交付金	66,723	0.1%	7,012	6,425	5,186	4,544	3,999	27,166	0.0%	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000	0.0%
4	配当割交付金	45,113	0.1%	5,689	10,574	20,662	17,187	22,664	76,776	0.1%	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000	0.2%
5	株式等譲渡所得割交付金	24,072	0.0%	1,472	17,573	12,225	16,781	16,320	64,371	0.1%	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	75,000	0.1%
6	地方消費税交付金	1,550,742	2.1%	255,640	253,460	312,528	499,769	473,523	1,794,920	1.6%	470,000	470,000	550,000	600,000	600,000	2,690,000	4.6%
7	ゴルフ場利用税交付金	229,553	0.3%	40,512	40,991	39,276	38,908	26,202	185,889	0.2%	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	130,000	0.2%
8	自動車取得税交付金	442,740	0.6%	49,340	43,008	19,420	32,810	17,337	161,915	0.1%	19,000	19,000	15,000	12,000	12,000	77,000	0.1%
9	地方特例交付金	277,668	0.4%	9,859	10,245	11,173	11,671	11,810	54,758	0.0%	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	55,000	0.1%
10	地方交付税 (合計)	23,453,589	31.7%	5,995,301	5,087,055	4,950,426	5,085,677	3,545,056	24,663,515	22.1%	3,455,000	3,438,000	3,438,000	3,438,000	3,438,000	17,207,000	29.3%
11	交通安全対策特別交付金	33,739	0.0%	4,762	4,483	3,807	4,053	4,000	21,105	0.0%	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000	0.0%
12	分担金・負担金	810,328	1.1%	108,675	96,668	101,537	24,741	197,664	529,285	0.5%	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	950,000	1.6%
13	使用料・手数料	1,178,756	1.6%	200,227	194,727	197,208	194,004	179,369	965,535	0.9%	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	900,000	1.5%
14	国庫支出金	8,372,169	11.3%	13,259,739	5,203,312	3,718,152	1,740,218	1,596,369	25,517,790	22.9%	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	7,500,000	12.8%
15	県支出金	4,282,351	5.8%	1,110,223	743,058	764,094	823,518	845,920	4,286,813	3.8%	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	4,000,000	6.8%
16	財産収入	165,229	0.2%	7,130	47,877	48,614	52,579	81,707	237,907	0.2%	57,000	57,000	57,000	57,000	57,000	285,000	0.5%
17	寄附金	79,249	0.1%	24,572	6,736	3,412	13,467	30,966	79,153	0.1%	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	100,000	0.2%
18	繰入金	1,574,144	2.1%	176,407	1,775,446	3,131,630	9,572,897	623,876	15,280,256	13.7%	447,800	489,000	434,000	582,100	502,700	2,455,600	4.2%
19	繰越金	1,831,170	2.5%	3,025,552	3,867,440	3,033,970	2,573,676	2,039,162	14,539,800	13.0%	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	1,250,000	2.1%
20	諸収入	1,980,019	2.7%	328,371	333,576	284,023	285,149	192,325	1,423,444	1.3%	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	800,000	1.4%
21	地方債 (合計)	6,214,574	8.4%	1,315,314	1,066,008	1,046,293	1,029,749	980,884	5,438,248	4.9%	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000	8.5%
歳入合計		73,897,537	100.0%	29,222,220	22,112,809	21,023,349	25,320,253	13,981,519	111,660,150	100.0%	11,744,500	11,703,200	11,695,300	11,862,900	11,725,600	58,731,500	100.0%

(2) 歳出

(単位：千円)

歳出項目	H18～H23 後期Ⅰ 合計	構成比	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	後期Ⅱ (延長) 合計	構成比	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	後期Ⅲ (再延長) 合計	構成比
〔義務的経費〕																
1 人件費	13,629,378	19.7%	2,004,594	1,806,801	1,859,391	1,861,366	2,056,954	9,589,106	9.6%	2,060,000	2,060,000	2,060,000	2,060,000	2,060,000	10,300,000	17.5%
2 扶助費	10,662,285	15.4%	2,021,458	2,043,895	2,116,885	2,362,594	2,483,296	11,028,128	11.1%	2,500,000	2,525,000	2,550,200	2,575,700	2,601,400	12,752,300	21.7%
3 公債費	9,126,243	13.2%	1,311,072	1,288,363	1,321,952	1,309,607	1,335,010	6,566,004	6.6%	1,324,900	1,345,000	1,345,000	1,558,600	1,429,100	7,002,600	11.9%
〔消費的経費〕																
4 物件費	10,100,716	14.6%	1,887,636	1,746,883	1,831,626	1,915,943	2,133,882	9,515,970	9.6%	1,800,000	1,746,000	1,693,600	1,642,700	1,593,400	8,475,700	14.4%
5 維持補修費	502,336	0.7%	63,805	89,337	85,495	81,165	224,154	543,956	0.5%	200,000	150,000	151,500	153,000	154,500	809,000	1.4%
6 補助費等	5,871,092	8.5%	893,412	932,781	947,417	977,807	1,225,679	4,977,096	5.0%	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000	8.5%
〔その他の経費〕																
7 繰出金	7,796,984	11.2%	2,097,722	2,689,965	1,682,769	1,786,438	1,652,392	9,909,286	10.0%	1,763,400	1,781,000	1,798,800	1,816,700	1,834,800	8,994,700	15.3%
8 積立金	2,435,349	3.5%	11,440,043	3,424,603	2,082,131	31,465	1,154,000	18,132,242	18.2%	60,000	60,000	60,000	20,000	20,000	220,000	0.4%
9 投資・出資・貸付金	487,049	0.7%	47,494	49,618	33,097	28,467	27,274	185,950	0.2%	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	140,000	0.2%
〔投資的経費〕																
10 投資的経費	7,638,321	11.0%	1,748,420	3,748,618	5,066,656	12,073,885	1,677,861	24,315,440	24.4%	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	5,000,000	8.5%
〔災害復旧費〕																
11 災害復旧費	1,076,040	1.6%	1,839,124	1,257,975	1,422,254	193,068	11,017	4,723,438	4.7%	8,200	8,200	8,200	8,200	4,400	37,200	0.1%
〔繰入〕																
歳出合計	69,325,793	100.0%	25,354,780	19,078,839	18,449,673	22,621,805	13,981,519	99,486,616	100.0%	11,744,500	11,703,200	11,695,300	11,862,900	11,725,600	58,731,500	100.0%
歳入総額	73,897,537		29,222,220	22,112,809	21,023,349	25,320,253	13,981,519	111,660,150		11,744,500	11,703,200	11,695,300	11,862,900	11,725,600	58,731,500	
歳出総額	69,325,793		25,354,780	19,078,839	18,449,673	22,621,805	13,981,519	99,486,616		11,744,500	11,703,200	11,695,300	11,862,900	11,725,600	58,731,500	
歳入歳出差引	4,571,744		3,867,440	3,033,970	2,573,676	2,698,448	0	12,173,534		0	0	0	0	0	0	